

令和7年度学校保健・食育推進体制支援事業（スクールヘルスリーダー派遣事業）実施要項

1 目 的

養護教諭免許状所有者を学校に派遣し、養護教諭等の支援体制の強化や資質能力の向上などにより、複雑化・多様化する個別の現代的健康課題を抱える児童生徒等に対する、よりきめ細やかな支援の充実を図る。

2 事業内容

（1）派遣対象校

公立の小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の以下の学校

- ・経験の浅い養護教諭及び養護講師（経験年数1～3年）の配置が一人である学校
- ・養護教諭及び養護講師未配置校
- ・19学級以上（特別支援学級含む）の学校のうち、養護教諭等の配置が一人である学校

（2）派遣期間

令和7年5月7日～令和8年2月28日

（3）派遣時間及び回数

1回につき4時間以上とし、上限年間15回。

ただし、活動費用が当初予算内で納まり、養護教諭免許状所有者の派遣回数を増加させることによって、より教育的に効果があると認められる場合は、この限りでない。

（4）活動内容

- ① 経験の浅い養護教諭（講師）への指導及び助言
- ② 派遣校の教職員への学校保健に関する指導及び助言
- ③ 健康診断の時期や学校行事等の繁忙期の養護教諭（講師）の業務支援
- ④ 不登校等への対応に関し、養護教諭の専門性を生かした相談支援
- ⑤ その他、校長が必要と認めるもの

（5）活動に要する経費

- ① 1回当たりの報償費は、1万円の定額とし、旅費は、高知県旅費規程に基づき計算した額とする。
- ② 報償費の振り込みは、実績報告書（別紙様式3）に基づき、県教育委員会から直接、派遣された養護教諭免許状所有者の口座に振り込むこととする。
- ③ 派遣された養護教諭免許状所有者の活動従事中に事故が発生した場合に備え、保険に加入する。加入の手続き等は県教育委員会が行う。

（6）養護教諭免許状所有者（※）の推薦

※養護教諭免許状を有しており、現在学校において養護教諭（講師）として勤務していない者。（養護教諭経験者に限らず、養護講師経験者も可。）

【市町村（学校組合）立学校】

校長は派遣を希望する養護教諭免許状所有者を各教育委員会を通じて、県教育委員会事務局保健体育課長に推薦する。

[県立学校]

校長は派遣を希望する養護教諭免許状所有者を、県教育委員会事務局保健体育課長に推薦する。

(7) 養護教諭免許状所有者への委嘱

県教育長は、(6)により推薦された者の中で、学校保健の推進体制を支援する者として適当であると認めた者へ委嘱する。

(8) 委嘱の解除

県教育長は、上記(4)に沿った活動を行わず、学校保健の推進体制を支援する者としての活動を遂行することが困難であると認めたときは、委嘱の解除をすることができる。

3 事業実施の手順

(1) 養護教諭免許状所有者の推薦（申請及び事業計画書の提出）

[市町村（学校組合）立学校]

派遣を希望する学校は下記の書類を期日までに、各教育委員会を經由して県教育委員会に提出する。

提出書類	提出期日	提出方法
・申請書（別紙様式1） ・旅費の試算票	令和7年4月4日（金） 締切厳守	グループウェア 文書收受 県保健体育課宛
・事業計画書（別紙様式2）	令和7年4月9日（水） 締切厳守	
・自己評価シート（別紙様式6） 経験の浅い養護教諭等配置校のみ （当該養護教諭等が記入）	令和7年4月9日（水） 締切厳守	

※年度途中に、養護教諭（講師）の休職等の理由により、本事業の活用を申請する場合は、この限りではない。

※電子申請システムでの提出も可。

[県立学校]

派遣を希望する学校は、下記の書類を期日までに、県教育委員会に提出する。

提出書類	提出期日	提出方法
・申請書（別紙様式1） ・旅費の試算票	令和7年4月4日（金） 締切厳守	グループウェア メッセージ 保健体育課宛
・事業計画書（別紙様式2）	令和7年4月9日（水） 締切厳守	
・自己評価シート（別紙様式6） 経験の浅い養護教諭等配置校のみ （当該養護教諭等が記入）	令和7年4月9日（水） 締切厳守	

※定時制・通信制において派遣を希望する場合は、昼間部の養護教諭等が勤務している時間帯は除くこと。

※年度途中に、養護教諭（講師）の休職等の理由により、本事業の活用を申請する場合は、この限りではない。

※電子申請システムでの提出も可。

(2) 決定通知

[市町村（学校組合）立学校]

県教育委員会は、養護教諭免許状所有者の派遣を決定したときは、各教育委員会を通じて当該学校等に通知する。希望が多数の場合は未配置校を優先し、調整後決定通知をする。

[県立学校]

県教育委員会は、養護教諭免許状所有者の派遣を決定したときは、当該学校等に通知する。希望が多数の場合は未配置校を優先し、調整後決定通知をする。

(3) 養護教諭免許状所有者の派遣（活動記録及び経費の支払）

① 旅行命令及び旅費の支払

学校は、派遣される養護教諭免許状所有者の活動の前日までに毎回旅行命令簿を作成する。

なお、旅費は、配当外旅費で支給する。

② 活動の記録

派遣された養護教諭免許状所有者は、派遣先での活動について活動日誌（別紙様式 5）に記録し、派遣日の業務終了後に校長に提出して、気がついたこと等について報告する。

③ 活動実績報告書の提出及び報償費の支払

[市町村（学校組合）立学校]

校長は、実績報告書（別紙様式 3）を期間の区分ごとに作成し、活動日誌（別紙様式 5）及び旅行命令簿（陸路計算書含む）の写しと共に、各教育委員会を經由して、当該区分最終月の翌月の 10 日（最終区分は 3 月 6 日）までに県教育委員会にグループウェア文書収受により提出する。

県教育委員会は、実績報告書（別紙様式 3）と活動日誌（別紙様式 5）に基づき報償費を支給し、支払調書を送付する。

[県立学校]

校長は、実績報告書（別紙様式 3）を期間の区分ごとに作成する。

校長は、実績報告書（別紙様式 3）と活動日誌（別紙様式 5）に基づき派遣された養護教諭免許状所有者に報償費を支給する。支給後は、実績報告書（別紙様式 3）に旅行命令簿（陸路計算書含む）の写しと報償費の支出に関する証拠書類の写し（経費支出伺、支出負担行為決議書兼支出命令書、支払調書の写し等）を添えて、当該区分最終月の翌月の 10 日（最終区分は 3 月 6 日）までに県教育委員会にグループウェアメッセージにより提出する。

なお、報償費は、必要額を別途令達する。

※期間の区分：第 1 期（5 月～7 月）、第 2 期（8 月～10 月）、第 3 期（11 月～2 月）

- (4) 派遣された養護教諭免許状所有者の活動終了（年間活動状況報告書（別紙様式4）の提出）

【市町村（学校組合）立学校】

校長は、年間活動状況報告書（別紙様式4）を作成し、各教育委員会を經由して、3月6日（金）までに県教育委員会に提出する。

経験の浅い養護教諭等配置校では、当該養護教諭等が記入した自己評価シート（別紙様式6）の写しを併せてグループウェア文書収受により提出する。

【県立学校】

校長は、年間活動状況報告書（別紙様式4）を作成し、3月6日（金）までに県教育委員会にグループウェアメッセージにより提出する。

経験の浅い養護教諭等配置校では、当該養護教諭等が記入した自己評価シート（別紙様式6）の写しを併せてグループウェアメッセージにより提出する。

※実績報告書の期日が派遣期間内であること及び、2の（3）で定める派遣回数を超えないものであるか県教育委員会が確認する。

4 その他

- ・事業計画書（別紙様式2）と活動回数が異なる場合や、期間の区分を超えて活動日時が変更となる場合には、県教育委員会へ連絡する。
- ・留意事項については別紙を参照すること。

学校保健・食育推進体制支援事業(スクールヘルスリーダー派遣事業)の 活用に関する留意事項

学校保健・食育推進体制支援事業(スクールヘルスリーダー派遣事業)での活動内容については、経験の浅い養護教諭等への指導・助言や派遣校の教職員への指導・助言、子どもたちが抱える現代的健康課題に適切に対処できる環境を整えることを目的としています。

この目的を達成するため、派遣校においては、以下のことにご留意いただきますようお願いいたします。

1 受け入れ体制について

- (1) 学校では、派遣された養護教諭免許状所有者が学校の運営方針や教育目標に沿った形で勤務ができるように情報の共有と計画作成を行い、養護教諭等や他の職員に派遣された養護教諭免許状所有者の役割と活動内容を周知し、適切に連携・協力した運営が図られるように留意してください。

また、児童生徒に関する個人情報保護及び守秘義務の徹底について指導をお願いします。

- (2) 派遣された養護教諭免許状所有者は常勤ではありませんが、保健室や学校行事等で児童生徒と関わる機会もあることから、他の教職員と同様に、全校集会等で紹介する等していただきますようお願いいたします。

2 管理職への活動報告について

派遣された養護教諭免許状所有者の職務は、経験の浅い養護教諭等の育成や学校保健活動推進のための環境整備等、人材育成・学校運営に関わる事項であることから、派遣日には業務終了後に、活動日誌を用いて管理職へ報告をする時間を確保していただき、活動についてご助言いただきますようお願いいたします。